

農林水産省補助事業

中国輸出入食品安全管理弁法 (仮訳)

2021 年 5 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

本資料は、中国税関により2021年4月12日付で公布された「中国輸出入食品安全管理弁法」(2022年1月1日施行)をジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

海关总署第249号令(关于公布《中华人民共和国进出口食品安全管理办法》的令)
<http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/3625391/index.html>

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

中華人民共和國稅關總署令

第249号

「中華人民共和國輸出入食品安全管理弁法」は、2021年3月12日、稅關總署署務會議にて審議可決された。ここに公布し、2022年1月1日から施行する。2011年9月13日旧国家品質監督檢查檢疫總局令第144号として公布され、2016年10月18日旧国家品質檢查檢疫總局令第184号及び2018年11月23日稅關總署令第243号に基づき改正された「輸出入食品安全管理弁法」、2000年2月22日旧国家檢查檢疫局令第20号として公布され、2018年4月28日稅關總署令第238号に基づき改正された「輸出はちみつ檢查檢疫管理弁法」、2011年1月4日旧国家品質監督檢查檢疫總局令第135号として公布され、2018年11月23日稅關總署令第243号に基づき改正された「輸出入水産物檢查檢疫監督管理弁法」、2011年1月4日旧国家品質監督檢查檢疫總局令第136号として公布され、2018年11月23日稅關總署令第243号に基づき改正された「輸出入肉類製品檢查檢疫監督管理弁法」、2013年1月24日旧国家品質監督檢查檢疫總局令第152号として公布され、2018年11月23日稅關總署令第243号に基づき改正された「輸出入乳製品檢查檢疫監督管理弁法」、2017年11月14日旧国家品質監督檢查檢疫總局令第192号として公布され、2018年11月23日稅關總署令第243号に基づき改正された「輸出食品製造企業届出管理規定」は、同時に廢止する。

署長 倪岳峰
2021年4月14日

中華人民共和国輸出入食品安全管理弁法

第一章 総則

- 第1条 輸出入食品の安全を保障し、人間、動植物の生命と健康を保護するため、「中華人民共和国食品安全法」（以下、「食品安全法」という）及びその実施条例、「中華人民共和国税関法」「中華人民共和国輸出入商品検査法」及びその実施条例、「中華人民共和国輸出入動植物検疫法」及びその実施条例、「中華人民共和国国境衛生検疫法」及びその実施細則、「中華人民共和国農産物品質安全法」及び「食品等製品の安全監督管理強化に関する国务院の特別規定」等の法律、行政法規の規定に基づき、本弁法を制定する。
- 第2条 次に掲げる活動に従事する場合は、本弁法を遵守しなければならない。
- （一）輸出入食品の生産経営活動。
 - （二）税関が輸出入食品生産経営者及びその輸出入食品の安全に対して監督管理を実施する。
- 輸出入食品添加物、食品関連製品の生産経営活動については、税関総署の関連規定を適用する。
- 第3条 輸出入食品の安全業務においては、安全第一、予防主体、リスク管理、全プロセス管理、国際共治の原則を堅持する。
- 第4条 輸出入食品生産経営者は、その生産経営する輸出入食品の安全に対して責任を負う。
- 輸出入食品生産経営者は、中国が締結した又は参加する国際条約・協定、中国の法律法規及び食品安全国際基準に従って輸出入食品生産経営活動に従事し、法により監督管理を受け、輸出入食品の安全を保証し、社会及び公衆に対してその責を負い、社会的責任を担わなければならない。
- 第5条 税関総署は、全国の輸出入食品安全監督管理業務を主管する。
- 各級税関は、管轄区域の輸出入食品の安全監督管理業務を担当する。
- 第6条 税関は、情報化手段を運用して、輸出入食品の安全監督管理水準を向上させる。
- 第7条 税関は、輸出入食品の安全に関する周知教育を強化し、食品安全法律、行政法規並びに食品安全国家基準及び知識の普及業務を実施する。
- 税関は、食品安全国際機関、海外の政府機関、海外の食品業界団体、海外の消費者協会等との交流及び協力を強化し、輸出入食品安全の国際共治の構図をつくり上げる。
- 第8条 税関で輸出入食品安全監督管理に従事する担当者は、関連する専門知識を備えていなければならない。

第二章 食品の輸入

第9条 食品を輸入するにあたっては、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならない。中国が締結した又は参加する国際条約・協定に特別な要件がある場合は、さらに国際条約・協定の要件に適合しなければならない。

食品安全国家基準がまだない食品を輸入するにあたっては、国務院衛生行政部門が公布する暫定適用される関連基準要件に適合しなければならない。

新たな食品原材料を用いて生産された食品については、「食品安全法」第37条の規定に基づき、国務院衛生行政部門の新食品原料衛生行政許可を取得しなければならない。

第10条 税関は、輸出入商品検査に係る法律、行政法規の規定に基づき、輸入食品に対して合格評定を実施する。

輸入食品合格評定活動には、中国国内向け輸出食品の海外の国（地域）〔以下、海外の国（地域）という〕の食品安全管理体系の評価及び審査、海外製造企業の登録、輸出入企業の届出及び合格保証、動植物の入国検疫審査許可、付随合格証明の検査、証票審査、現場検査、監督サンプリング検査、輸入及び販売記録検査並びに各項目の組み合わせを含む。

第11条 税関総署は、海外の国（地域）の食品安全管理体系と食品安全状況について評価及び審査を実施するとともに、評価及び審査結果に基づき、対応する検査検疫要件を確定することができる。

第12条 次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関総署は、対象となる海外の国（地域）に対する評価及び審査を開始することができる。

- （一）海外の国（地域）が中国に何らか（ある種）の食品の輸出を申請した場合。
- （二）海外の国（地域）の食品安全、動植物検疫法律法規、組織機構等に重大な調整が生じた場合。
- （三）海外の国（地域）主管部門による何らか（ある種）の中国向け食品申請に対する検査検疫要件に重大な調整が生じた場合。
- （四）海外の国（地域）において、重大な動植物感染症又は食品安全に係る事象が発生した場合。
- （五）税関が中国向け食品について深刻な問題を発見し、動植物感染症又は食品安全について潜在的リスクが存在すると判断した場合。
- （六）評価及び審査の実施を要するその他状況。

第13条 海外の国（地域）の食品安全管理体系の評価及び審査には、主として次の内容

に関する評価・確認を含む。

- (一) 食品の安全、動植物検疫に係る法律法規
- (二) 食品安全監督管理組織機構
- (三) 動植物感染症の流行状況及び防止措置
- (四) 病原性微生物、農薬及び害獣忌避剤並びに汚染物質等の管理及びコントロール
- (五) 食品の生産加工、輸送保管の各段階での安全衛生管理
- (六) 輸出食品の安全監督管理
- (七) 食品の安全防御、遡及及びリコール体系
- (八) 早期警戒及び緊急時体制
- (九) 技術的許容能力
- (十) 動植物感染症、食品の安全にかかわるその他状況

第14条 税関総署は、専門家による資料審査、映像検査、現場検査等の形式及びその組み合わせを通じた評価及び審査を手配することができる。

第15条 税関総署は、評価審査を受ける国（地域）が提出した申請資料、書面の評価アンケート等の資料に対する専門家による審査を手配し、審査内容には、資料の真実性、完全性及び有効性を含む。資料審査の状況に基づき、税関総署は、関係国（地域）の主管部門に対して、不足している情報又は資料の補充を要求することができる。

税関総署は、すでに資料審査に合格した国（地域）に対して、専門家によるその食品安全管理体系に関する映像検査又は現場検査を手配することができる。発見した問題については、関係国（地域）の管理部門及び関係企業に改善実施を要求することができる。

関係国（地域）は、評価及び審査のために必要な協力を提供しなければならない。

第16条 評価及び審査を受ける国（地域）が次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関総署は、評価及び審査を終了するとともに、関係国（地域）の主管部門に通知することができる。

- (一) 書面の評価アンケートを受領して12カ月以内に回答がなかった場合。
- (二) 税関総署による情報及び資料補充の通知を受けて3カ月以内に要求に従って提供しなかった場合。
- (三) 重大な動植物感染症又は重大な食品安全事象が突発した場合。
- (四) 中国側による映像検査又は現場検査の完了に協力できなかった、改善を

効果的に完了できなかった場合。

(五) 評価及び審査の終了を自ら申請した場合。

前項第(一)(二)号の状況について、関係国(地域)の主管部門は、特別な理由がある場合、延期を申請することができ、税関総署の同意を経て、税関総署が再確定した期限に従って関連資料を提出する。

第17条 評価及び審査の完了後、税関総署は、評価及び審査を受けた国(地域)の主管部門に評価及び審査結果を通知する。

第18条 税関総署は、中国国内向け輸出食品の海外生産企業に対して登録管理を行うとともに、登録を受けた企業リストを公布する。

第19条 中国国内向け輸出食品の海外輸出業者又は代行業者(以下、「海外輸出業者又は代行業者」という)は、税関総署に届出を行わなければならない。

食品輸入業者は、その所在地の税関に届出を行わなければならない。

海外輸出業者又は代行業者、食品輸入業者は、届出を行うにあたり、その提出資料の真実性、有効性に対して責任を負わなければならない。

海外輸出業者又は代行業者、食品輸入業者の届出リストは、税関総署が公布する。

第20条 海外輸出業者又は代行業者、食品輸入業者の届出内容に変更が生じた場合は、変更発生日から60日以内に、届出機関に変更手続を行わなければならない。

税関は、海外輸出業者又は代行業者、食品輸入業者の届出情報に誤りがある又は届出内容が速やかに変更されていないことを発見した場合、当該業者に対して規定の期間内での訂正を命じることができる。

第21条 食品輸入業者は、食品輸入及び販売記録制度を構築し、食品名、内容量/規格、数量、製造日、製造又は輸入ロット番号、品質保持期間、海外輸出業者及び購入者名、住所及び連絡先、納期等の内容を事実のとおり記録するとともに、関連証票を保管しなければならない。記録と証票の保管期間は、食品の品質保持期間満了後6カ月を下回ってはならない。明確な品質保持期間がない場合、保管期間は、販売後2年以上とする。

第22条 食品輸入業者は、海外輸出業者、海外製造企業審査制度を構築し、次に掲げる内容を重点的に審査しなければならない。

(一) 食品安全リスク管理措置の制定及び執行状況

(二) 食品が中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合していることの保証状況

第23条 税関は、食品輸入業者による審査活動の実施状況について、法により監督検査を行う。食品輸入業者は、積極的にこれに協力し、関連状況及び資料を事実の

とおり提供しなければならない。

第24条 税関は、リスク管理上の必要に応じて、輸入食品について通関地及び監督管理地を指定して輸入及び検査を行うことができる。指定通関地、指定監督管理地リストは、税関総署が公布する。

第25条 食品輸入業者又はその代行業者は、食品を輸入するにあたり、法により税関に事実のとおり申告しなければならない。

第26条 税関は、法により入国検疫を実施すべき輸入食品に対して検疫を実施する。

第27条 税関は、法により入国動植物検疫審査を要する輸入食品に対して検疫審査管理を行う。食品輸入業者は、貿易契約又は合意締結前に、入国動植物検疫許可を取得しなければならない。

第28条 税関は、監督管理上の必要に応じて、輸入食品に対して現場検査を実施し、現場検査には、以下の内容を含むがこれらに限定されない。

- (一) 輸送手段、保管場所が安全衛生要件に適合しているか否か。
- (二) コンテナ番号、個体識別番号、内部及び外部包装上の標識内容、商品の実際の状況が申告情報及び添付証票と一致しているか否か。
- (三) 動植物由来食品、包装物及び緩衝材に「輸出入動植物検疫法実施条例」第22条に定める状況が存在するか否か。
- (四) 内部及び外部包装が食品安全国家基準に適合しているか否か、汚染、破損、浸水、浸透が発生しているか否か。
- (五) 内部及び外部包装のラベル、標識及び説明書が法律、行政法規、食品安全国家基準及び税関総署が定める要件に適合しているか否か。
- (六) 食品の官能的性状が食品の有るべき性状に適合しているか否か。
- (七) 冷凍冷蔵食品の鮮度、中心温度が要件に適合しているか否か、病変が見受けられるか否か、冷凍冷蔵環境温度が関連基準要件に適合しているか否か、コールドチェーン温度管理設備の運転が正常か否か、温度記録が要件に適合しているか否か。必要時には、調理による試験を行うことができる。

第29条 税関は、年次国家輸入食品安全監督サンプリング検査計画及び特別輸入食品安全監督サンプリング検査計画を制定するとともに、手配・実施する。

第30条 輸入食品の包装及びラベル、標識は、中国の法律法規及び食品安全国家基準に適合しなければならない。法により説明書を有すべき場合は、さらに中国語の説明書を有しなければならない。

輸入生鮮及び冷凍肉類製品については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、次の内容を記載しなければならない。製造国（地域）、品名、製造企業登

録番号、生産ロット番号。外部包装には、規格、製造地（具体的な州/省/市）、目的地、製造日、品質保持期間、保存温度等の内容を中国語で記載しなければならない。目的地を中華人民共和国と必ず明記し、輸出国（地域）の公式の検査検疫標識を付さなければならない。

輸入水産物については、内部及び外部包装には、堅牢、明瞭で識別しやすい中国語及び英語又は中国語及び輸出国（地域）の文字表記を有し、次の内容を記載しなければならない。商品名及び学名、規格、生産日、ロット番号、品質保持期間及び保存条件、生産方法（海水面漁業、内水面漁業、養殖）、生産地域（海水面漁業海域、内水面漁業国又は地域、養殖製品所在国又は地域）、関連する全ての生産加工企業名（漁船、加工船、輸送船、独立冷凍冷蔵庫を含む）、登録番号及び住所（具体的な州/省/市）。目的地を中華人民共和国と必ず明記しなければならない。

輸入保健食品、特殊用途食品の中国語ラベルは、最小販売包装の上に必ず印刷しなければならない、貼付してはならない。

輸入食品の内部及び外部包装について特別な標識規定がある場合は、関連規定を適用する。

第31条 輸入食品は、通関地に到着した後、税関の指定又は認可する場所に保管しなければならない。移動が必要な場合は、必ず税関の許可を経るとともに、税関の要求に従って必要な安全防御措置を講じなければならない。

指定又は認可する場所は、法律、行政法規及び食品安全国家基準に定める要件に適合しなければならない。

第32条 ばら積み輸入食品は、税関の要求に従って荷揚地にて検査を行わなければならない。

第33条 輸入食品は、税関の合格評定を経て合格となった場合、輸入が許可される。

輸入食品が税関の合格評定を経て不合格となった場合は、税関が不合格証明書を発行する。安全、健康、環境保護項目において不合格となった場合は、税関が輸入業者に書面で通知し、当該業者に対して廃棄又は返送を命じる。その他項目において不合格となった場合は、技術的な処理を経て合格評定要件に適合すれば、輸入が許可される。関連輸入食品が規定の期間内に技術的な処理を完了できなかった、又は技術的な処理を経てもなお不合格となった場合は、税関が食品輸入業者に廃棄又は返送を命じる。

第34条 海外において食品安全事象が発生し中国国内の食品安全に潜在的リスクが生じる恐れがある場合、又は税関による輸入食品監督管理の実施過程において不合格輸入食品が発見された場合、又はその他食品安全に係る問題が発見された場合、税関総署及び授權を経た直属税関は、リスク評価結果に基づき関連輸入食

品に対して監督サンプリング検査の比率を引き上げる等の管理措置を実施することができる。

税関が前項の規定により輸入食品に対して監督サンプリング検査の比率を引き上げる等の管理措置を講じた後に不合格食品が再度発見された場合、又は輸入食品に重大な安全上の潜在的リスクがあることを示す根拠がある場合、税関総署及び授權を経た直属税関は、資質を有する検査機構の発行した検査報告書をロット毎に税関に提出するよう食品輸入業者に要求することができる。税関は、食品輸入業者が提出した検査報告書について審査を行わなければならない。

第35条 次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関総署は、リスク評価結果に基づき、関連食品に対して輸入を一時停止又は禁止する管理措置を講じることができる。

- (一) 輸出国（地域）において重大な動植物感染症が発生した、又は食品安全体系に重大な変化が生じ、中国向け食品の安全を効果的に保証できない場合。
- (二) 輸入食品が検疫感染症の病原体に汚染されている、又は検疫感染症の伝播媒体となりうることを示す証拠があり、かつ有効な衛生処理を施すことができない場合。
- (三) 税関が本弁法第34条第2項に定める管理措置を実施した輸入食品について、安全、健康、環境保護項目における不合格が再度発見された場合。
- (四) 海外製造企業が中国の関連法律法規に違反し、情状が重大な場合。
- (五) 関連食品に重大な安全上の潜在的リスクがあることを示すその他情報がある場合。

第36条 輸入食品の安全リスクが制御可能なレベルまで低下した場合、税関総署及び授權を経た直属税関は、次の方法に従って対応する管理措置を解除することができる。

- (一) 本弁法第34条第1項の管理措置を実施した食品について、規定の期間、ロット内に不合格が発見されなかった場合は、リスク評価を行った上で当該管理措置を解除することができる。
- (二) 本弁法第34条第2項の管理措置を実施した食品について、輸出国（地域）が予防措置をすでに講じており、税関総署によるリスク評価を経て食品安全の保障、動植物感染症リスクのコントロールが可能である、又はその管理措置実施日から規定の期間、ロット内に不合格食品が発見されなかった場合、税関は、リスク評価を行った上で当該管理措置を解除することができる。
- (三) 輸入一時停止又は禁止管理措置を実施した食品について、輸出国（地域）の主管部門がリスク管理措置をすでに講じており、かつ税関総署による

評価を経て要件に適合した場合は、輸入の一時停止又は禁止措置を解除することができる。輸入が再開された食品について、税関総署は、評価状況を鑑みて本弁法第34条に定める管理措置を講じることができる。

第37条 食品輸入業者は、輸入食品が法律、行政法規及び食品安全国家基準に適合しないことを発見した場合、又は人体の健康に害を及ぼしうることを証明する根拠を有する場合、「食品安全法」第63条及び第94条第3項の規定に従い、輸入、販売及び使用を直ちに停止し、リコールを実施し、関係生産経営者及び消費者に通知し、リコール及び通知状況を記録するとともに、食品のリコール、通知及び処理状況を所在地の税関に報告しなければならない。

第三章 食品の輸出

第38条 輸出食品製造企業は、その輸出食品が輸入国（地域）の基準又は契約条件に適合することを保証しなければならない。中国が締結又は参加する国際条約、協定に特別な要求がある場合には、国際条約及び協定の要求に適合していなければならない。

輸入国（地域）に基準がなく、契約にも要件が設けられておらず、かつ中国が締結した又は参加する国際条約、協定に関連の要件がない場合、輸出食品製造企業は、その輸出食品が中国の食品安全国家基準に適合するよう保証しなければならない。

第39条 税関は、法により輸出食品に対して監督管理を実施する。輸出食品監督管理措置には、輸出食品原材料の栽培・養殖地の届出、輸出食品製造企業の届出、企業審査、証票審査、現場検査、監督サンプリング検査、通関地サンプリング検査、海外通報審査及び各項目の組み合わせが含まれる。

第40条 輸出食品原材料の栽培・養殖地は、所在地の税関に届出を行わなければならない。

税関総署は、原材料の栽培・養殖地届出リストを統一的に公布し、届出手続及び要件は、税関総署が制定する。

第41条 税関は、法により資料審査、現場検査、企業審査等の方式を採用して、届出が行われた原材料の栽培・養殖地に対して監督を行う。

第42条 輸出食品製造企業は、住所地の税関に届出を行わなければならない。届出手続及び要件は、税関総署が制定する。

第43条 海外の国（地域）が中国から当該国（地域）への輸出食品製造企業に対して登録管理を実施し、かつ税関総署に推薦を求める場合、輸出食品製造企業は、必ず住所地の税関に申請を行わなければならない。住所地の税関は、一次審査実施

後に税関総署に報告する。

税関総署は、企業の信用、監督管理及び住所地税関による一次審査の状況を踏まえ、対外登録推薦業務を手配・実施し、対外登録推薦手続及び要件は、税関総署が制定する。

第44条 輸出食品製造企業は、トレーサビリティ可能な食品安全衛生管理体系を構築・整備し、食品安全衛生管理体系の効果的な運用を保証し、輸出食品の生産・加工・貯蔵過程が中国の関連法律法規、輸出食品製造企業の安全衛生要件に継続的に適合するよう確保しなければならない。輸入国（地域）の関連法律法規及び国際条約・協定に特別な要件がある場合は、さらに関連要件に適合しなければならない。

輸出食品製造企業は、供給業者評価制度、受入検査記録制度、生産記録保管制度、出荷検査記録制度、輸出食品トレーサビリティ制度及び不合格食品処分制度を構築しなければならない。関連記録は、真実で有効なものでなければならない。保管期間は、食品の品質保持期間満了後6カ月を下回ってはならない。明確な品質保持期間がない場合、保管期間は、2年を下回ってはならない。

第45条 輸出食品製造企業は、輸出食品の包装及び輸送方式が食品安全要件に適合するよう保証しなければならない。

第46条 輸出食品製造企業は、輸送包装上に製造企業届出番号、製品名、製造ロット番号及び製造日を明記しなければならない。

輸入国（地域）又は契約に特別な要件がある場合、製品のトレーサビリティが可能であることを前提に、直属税関の同意を経て、輸出食品製造企業は、前項に定める表記項目を調整することができる。

第47条 税関は、管轄区内の輸出食品製造企業の食品安全衛生管理体系運用状況について監督検査を行わなければならない。監督検査には、日常監督検査と年次監督検査を含む。

監督検査は、資料審査、現場検査、企業審査等の方式を採用することができ、輸出食品海外通報審査、監督サンプリング検査、現場検査等の業務と組み合わせて実施することができる。

第48条 輸出食品は、法により製造地の税関が検査検疫を実施しなければならない。

税関総署は、対外貿易及び輸出食品検査検疫業務の必要に応じて、その他場所を指定して検査検疫を実施することができる。

第49条 輸出食品製造企業、輸出業者は、法律、行政法規及び税関総署の規定に従い、製造地又は組合地の税関に輸出通関申告前監督管理申請を行わなければならない。

製造地又は組合地の税関は、食品輸出通関申告前監督管理申請を受理した後、

法により検査検疫の実施を要する輸出食品に対して現場検査及び監督サンプリング検査を実施する。

第50条 税関は、国家輸出食品安全監督サンプリング検査年度計画を制定するとともに、手配・実施する。

第51条 輸出食品が税関の現場検査及び監督サンプリング検査を経て要件に適合している場合は、税関が証明書を発行し、輸出が許可される。輸入国（地域）において証明書の様式及び内容に対する要件に変更が生じた場合は、税関総署の同意を経て証明書の様式及び内容について変更を行うことができる。

輸出食品が税関の現場検査及び監督サンプリング検査を経て要件に適合していない場合は、税関が輸出業者又はその代理人にこれを書面で通知する。関連輸出食品に技術的な処理を行うことができる場合は、技術的処理後に輸出が許可される。技術的処理が不可能である、又は技術的処理を経てもなお不合格である場合は、輸出が許可されない。

第52条 食品輸出業者又はその代理人は、食品を輸出するにあたり、法により事実のとおり税関に申告を行わなければならない。

第53条 税関は、輸出食品に対して通関地にて検査を実施し、検査に不合格となった場合は、輸出が許可されない。

第54条 輸出食品が安全上の問題のために国際組織、海外政府機構によって報告された場合、税関総署は、審査を手配・実施するとともに、必要に応じて監督サンプリング検査の比率の調整、資格を有する検査機構の発行した検査報告書をロット毎に税関に提出する旨の食品輸出業者への要求、海外の公的主管機構への登録推薦撤回等の管理措置を実施しなければならない。

第55条 輸出食品に安全上の問題があり、人体の健康及び生命の安全に対して損害をすでに及ぼしている、又は及ぼす恐れがある場合、輸出食品生産経営者は、直ちに対応する措置を講じて、損害の発生を回避及び減少させるとともに、所在地の税関にこれを報告しなければならない。

第56条 税関は、輸出食品監督管理を実施するにあたって安全上の問題を発見した場合、同級政府及び直近上級政府の食品安全主管部門に報告しなければならない。

第四章 監督管理

第57条 税関総署は、「食品安全法」第100条の規定に従い、輸出入食品の安全情報を収集・集計し、輸出入食品の安全情報管理制度を構築する。

各級税関は、管轄区内及び上級税関が指定する輸出入食品安全情報の収集及び整理業務を担当するとともに、関連規定に従って管轄区の地方政府、関係部

門、機構及び企業に通知する。通知情報がその他地域にかかわる場合は、関係地域の税関にも同時に通知しなければならない。

税関が収集・集計した輸出入食品の安全情報には、「食品安全法」第100条に定める内容のほか、海外食品の技術的貿易措置情報も含む。

第58条 税関は、収集した輸出入食品の安全情報についてリスク研究・判断を実施し、リスク研究・判断の結果に基づき、対応する管理措置を確定しなければならない。

第59条 国内外で食品安全事象又は感染症拡大・疫病が発生し、輸出入食品の安全に影響が及ぶ恐れがある場合、又は輸出入食品に重大な食品安全上の問題があることを発見した場合、直属税関は、税関総署に速やかに報告しなければならない。税関総署は、状況に応じてリスク早期警戒を行い、税関組織内においてリスク警告通知を発するとともに、国务院食品安全監督管理、衛生行政、農業行政部門に通知し、必要時には、消費者にリスク警告通知を発する。

税関総署は、リスク警告通知を発した場合、リスク警告通知要件に基づき、輸出入食品に対して本弁法第34条、第35条、第36条及び第54条に定める管理措置を講じなければならない。

第60条 税関は、年次国家輸出入食品安全リスクモニタリング計画を制定し、輸出入食品における食物媒介疾患、食品汚染及び有害因子のモニタリングデータ及び関連情報を系統的及び継続的に収集する。

第61条 海外で発生した食品安全事象が中国国内に影響を及ぼす恐れがある場合、又は評価後に管理不可能なリスクがあると判断された場合、税関総署は、国際慣例上の方法を参照して、税関組織内でリスク早期警戒通知を発する、又は消費者にリスク早期警戒通知を発するとともに、本弁法第34条、第35条及び第36条に定める管理措置を講じることができる。

第62条 税関は、輸出入食品安全突発事象の緊急時対応案を制定し手配・実施する。

第63条 税関は、輸出入食品安全監督管理職責を法により履行するにあたり、次に掲げる措置を講じる権利を有する。

- (一) 生産経営場所に入って現場検査を行う。
- (二) 生産経営を行う食品に対してサンプリング検査を行う。
- (三) 関連する契約書、証票、帳簿及びその他関連資料を閲覧、複製する。
- (四) 食品安全国家基準に適合しないことを証明する証拠を有する、又は安全上の潜在的リスクがある若しくは違法に生産経営されていることを証明する根拠を有する食品を封印、差し押さえる。

第64条 税関は、法により輸出入企業に対して信用管理を実施する。

- 第65条 税関は、法により輸出入食品生産経営者及び届出が行われた原材料の栽培・養殖地に対して監査、調査を実施する。
- 第66条 輸出入食品は、輸出入貨物に対する税関総署の監督管理要件に適合しなければならない。輸出入食品は、国境を通過する期間において、税関の許可なく包装を開封又は輸送機関から積み下ろしてはならず、規定の期間内に国境を通過しなければならない。
- 第67条 輸出入食品の生産経営者は、税関の検査結果に対して異議がある場合、輸出入商品の再検査に係る規定に従って再検査を申請することができる。
- 次に掲げるいずれかの状況に該当する場合、税関は、再検査を受理しない。
- (一) 検査結果において微生物指標が基準を超えている場合。
 - (二) 再検査用予備サンプルの品質保持期間が超過している場合。
 - (三) その他原因により予備サンプルが再検査の目的を達成することができない場合。

第五章 法律責任

- 第68条 食品輸入業者の届出内容に変更が生じ、規定に従って税関に変更手続を行うことをせず、情状が重大である場合、税関は、警告に処する。
- 食品輸入業者が届出において虚偽の届出情報を提出した場合、税関は、1万元以下の罰金を科す。
- 第69条 国内の輸出入食品生産経営者が税関の輸出入食品安全検査業務に協力せず、問い合わせの受入れや資料の提供を拒否した、又は回答した内容及び提供された資料が実際の状況と異なる場合、税関は、警告に処する、又は1万元以下の罰金を科す。
- 第70条 税関が輸入包装済み食品の監督管理において、輸入包装済み食品に中国語のラベルが貼付されていない又は中国語のラベルが法律法規及び食品安全国家基準に適合していないことを発見し、食品輸入業者が税関の要求に従って廃棄、返送又は技術的処理を実施することをしない場合、税関は、警告に処する、又は1万元以下の罰金を科す。
- 第71条 税関の許可なく、輸入食品を税関が指定又は認可した場所から持ち出した場合、税関は、改善を命じ、1万元以下の罰金を併科する。
- 第72条 次に掲げる違法行為が「食品安全法」第129条第1項第（三）号に定める「本弁法の規定を遵守せず食品を輸出した」に属する場合は、税関が「食品安全法」第124条の規定に従って処罰を行う。

- (一) 税関による監督サンプリング検査を経て、すでに証明書が発行されている輸出食品を無断で交換した場合。
- (二) 模倣品・粗悪品を混ぜた食品、模倣品を正規品と偽った食品、粗悪品を優良品と偽った食品を輸出した、又は不合格の輸出食品を合格輸出食品と偽って輸出した場合。
- (三) 届出が行われていない輸出食品製造企業の生産した食品を輸出した場合。
- (四) 登録要件のある国（地域）に未登録の輸出食品製造企業の生産した食品を輸出した、又は登録済み輸出食品製造企業の生産した登録範囲外の食品を輸出した場合。
- (五) 輸出食品製造企業の生産した輸出食品について、届出が行われている栽培・養殖地の原材料を規定に従って使用することをしなかった場合。
- (六) 輸出食品製造企業が「食品安全法」第123条、第124条、第125条、第126条に定める状況に該当し、かつ輸出食品が輸入国（地域）の要件に適合しない場合。

第73条 本弁法の規定に違反し、犯罪を構成した場合は、法により刑事責任を追及する。

第六章 附則

第74条 税関の特殊監督管理区域、保税監督管理場所、市場調達、国境少額貿易及び国境相互貿易における輸出入食品の安全監督管理については、税関総署の関連規定を適用する。

第75条 郵送、宅配、越境電子商取引及び旅客携帯による輸出入食品の安全監督管理については、税関総署の関連規定に従って手続を行う。

第76条 サンプル、贈答品、景品、展示品、支援等の非貿易食品、免税食品、外国の在中国公館及びその人員が出入国にあたって公用・私用する食品、中国の在外公館及びその人員が公用、私用する食品、中国企業の海外駐在人員が私用する食品の監督管理については、税関総署の関連規定に従って手続を行う。

第77条 本弁法における輸出入食品生産経営者には、中国国内向け輸出食品の海外製造企業、海外輸出業者又はその代行業者、食品輸入業者、輸出食品製造企業、輸出業者及び関係者等を含む。

本弁法における輸入食品の海外製造企業には、中国向けに食品を輸出する海外生産、加工、貯蔵企業等を含む。

本弁法における食品を輸入する輸出入業者には、中国向けに食品を輸出する海外輸出業者又は代行業者、食品輸入業者を含む。

第78条 本弁法は、税関総署がその解釈の責任を負う。

第79条 本弁法は、2022年1月1日から施行する。2011年9月13日旧国家品質監督検査検疫総局令第144号として公布され、2016年10月18日旧国家品質監督検査検疫総局令第184号及び2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出入食品安全管理弁法」、2000年2月22日旧国家検査検疫局令第20号として公布され、2018年4月28日税関総署令第238号に基づき改正された「輸出はちみつ検査検疫管理弁法」、2011年1月4日旧国家品質監督検査検疫総局令第135号として公布され、2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出入水産物検査検疫監督管理弁法」、2011年1月4日旧国家品質監督検査検疫総局令第136号として公布され、2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出入肉類製品検査検疫監督管理弁法」、2013年1月24日旧国家品質監督検査検疫総局令第152号として公布され、2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出入乳製品検査検疫監督管理弁法」、2017年11月14日旧国家品質監督検査検疫総局令第192号として公布され、2018年11月23日税関総署令第243号に基づき改正された「輸出食品製造企業届出管理規定」は、同時に廃止する。

中国輸出入食品安全管理弁法（仮訳）

2021年5月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ） 農林水産・食品部 農林水産・食品市場開拓課

〒107-6006 東京都港区赤坂1-12-32

Tel. 03-3582-5186

禁無断転載